

## 唐津市告示第 86 号

カーボンニュートラル加速化補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

唐津市長 峰 達 郎

### カーボンニュートラル加速化補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、地球温暖化の防止と脱炭素社会の実現に寄与する設備及び自動車を導入するもの並びに本市の市民団体が行う地球温暖化の防止と脱炭素社会の実現に寄与する先進的な事業活動に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 42 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動する電動機を原動機として搭載し、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) ZEH+ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の基準に加え、より高度な断熱性能や省エネルギー性能を満たす住宅設備を導入した住宅をいう。
- (3) 市民団体等 市民団体、NPO 法人、ボランティア団体又は市長が認める団体をいう。

(補助対象設備)

**第3条** 補助金の交付の対象となる設備は、地球温暖化の防止と脱炭素社会の実現に寄与する設備及び自動車（以下「補助対象設備」という。）であって、別表第1に掲げるものとする。

（補助対象事業）

**第4条** 補助金の交付の対象事業は、本市の市民団体等が行う地球温暖化の防止と脱炭素社会の実現に寄与する先進的な事業活動（以下「補助対象事業」という。）とし、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の構成員によって継続的に実施される団体活動
- (2) 団体の構成員以外の来場者を募り、交付申請年度内の単発的に実施される環境イベント

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 唐津市の他の補助金の交付を受ける事業
- (2) 施設又は設備の設置等を主たる目的とした事業
- (3) 物品販売等の営利を目的とした事業
- (4) 事業の内容が特定の者の利益のために行う事業
- (5) 政治又は宗教を支持する事業
- (6) 地域住民のイベント、祭り、運動会等の催しに係る事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた事業

（補助対象者）

**第5条** 補助金の交付の対象となるものは別表第2に掲げる要件を全て満たすものとする。

（補助対象経費）

**第6条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第3に掲げる経費とする。

（補助金の額）

**第7条** 補助金の額は、別表第4に掲げる額とする。この場合において、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

**第 8 条** 補助金の交付を受けようとするものは、カーボンニュートラル加速化補助金交付申請書（個人申請用）（第 1 号様式）又はカーボンニュートラル加速化補助金交付申請書（団体申請用）（第 2 号様式）に別表第 5 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の申請は、同一年度において 1 回を限度とする。

（補助金の交付決定等）

**第 9 条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、カーボンニュートラル加速化補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 1 の 5 の項及び 6 の項に掲げる補助対象設備の申請があったときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨をカーボンニュートラル加速化補助金交付決定及び額の確定通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

**第 10 条** 補助金の交付の決定を受けたものは、補助金交付の決定の通知を受けた後において、申請の内容に変更が生じた場合においては、あらかじめカーボンニュートラル加速化補助金交付変更申請書（個人申請用）（第 5 号様式）又はカーボンニュートラル加速化補助金交付変更申請書（団体申請用）（第 6 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

(1) 補助金の額に変更がない場合で、補助対象経費の配分又は執行計画を変更するとき。

(2) 補助目的及び効果に影響を及ぼさない程度の計画の細部を変更する場合

2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の取消し又は変更をしたときは、カーボンニュートラル加速化補助金交付変更等決定通知書（第 7 号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第 1 1 条** 規則第 1 5 条第 1 項の実績報告書はカーボンニュートラル加速化事業実績報告書（個人用）（第 8 号様式）又はカーボンニュートラル加速化事業実績報告書（団体用）（第 9 号様式）によるものとし、別表第 6 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 1 の 5 の項及び 6 の項に掲げる補助対象設備の実績報告書の提出については、第 8 条に規定する申請書の提出により、されたものとみなす。

(関係書類の整備)

**第 1 2 条** 補助金の交付を受けたものは、補助対象設備及び補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、前条の規定による実績報告の完了後、別表第 7 に掲げる年数の間保管しておかなければならない。

(補助金の額の確定)

**第 1 3 条** 市長は、第 1 1 条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象設備及び補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者にカーボンニュートラル加速化補助金確定通知書（第 1 0 号様式）により通知するものとする。

(立入調査等)

**第 1 4 条** 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けたものに対し補助対象設備及び補助対象事業に関する新たな報告を求め、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 補助金の交付の決定を受けたものは、前項の規定による報告の聴取、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(財産の管理)

**第 1 5 条** 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、

天災地変その他補助金の交付を受けたものの責に帰することのできない理由により、当該財産が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

**第16条** 規則第25条第1項ただし書に規定する財産処分を制限する期間は、別表第7に掲げる年数とする。

(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(唐津市家庭用ごみ処理機器購入費補助金交付要綱の廃止)

2 唐津市家庭用ごみ処理機器購入費補助金交付要綱（平成17年告示第31号）は、廃止する。

附 則（唐津市告示第 号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### 別表第1（第3条関係）

区分	要件	備考
1 電気自動車	(1) 4輪以上の車両であって、外部給電器及びV2H充放電設備を経由して給電できる機能を有しているものであること。 (2) 自動車検査証の燃料の種類が電気であること。 (3) 補助金の交付決定後に初年度登録される車両であること。	自ら居住する市内の既存又は新築の個人住宅（自己の居住の用に供する建築物をいう。） 又は併用住宅（1つの建築物に個人住宅部分及び店舗

	<p>(4) 自動車検査証の自家用・事業用の別が自家用であること。</p> <p>(5) 自動車検査証における使用の本拠の位置が唐津市内であること。</p>	<p>又は事務所の部分があり、それらが一体として利用される建築物であり、自己の居住の用に供する部分に限る。)に未使用の設備を事業者と工事請負契約等を締結して導入すること。</p>
2 Z E H + 設備	<p>市長が別に定める設備であること。</p>	<p>機器を購入した日から起算し、1年以内に申請するものに限る。</p>
3 電動生ごみ処理機器	<p>電気式又はバイオ式などで、生ごみを乾燥、発酵等の処理をすることが可能な機器であること（単に生ごみを粉碎し、下水道等に排出する機器を除く。）。</p>	<p>機器を購入した日から起算し、1年以内に申請するものに限る。</p>

別表第2（第5条関係）

区分	要件
1 電気自動車	<p>(1) 唐津市の住民基本台帳に記載されていること。</p> <p>(2) 市税に滞納がないこと。</p> <p>(3) 補助対象の車両の自動車検査証に記載される所有者とする。ただし、割賦販売（所有権留保条項付売買契約）（自動車販売業者、ローン会社等が自動車検査証に記載される所有者となるもの）により補助対象の車両を導入する場合には、当該車両の使用者とする。</p>
2 Z E H + 設備	<p>(1) 唐津市の住民基本台帳に記載されていること。</p>

	<p>(2) 市税に滞納がないこと。</p> <p>(3) 機器を設置できる場所を有すること。</p> <p>(4) 自己の責任において設備を設置し、これを適切に維持管理できること。</p>
3 団体活動	<p>(1) 10人以上で構成される市民団体等であること。</p> <p>(2) 自ら発意・企画し、自主的にこの要綱の目的に沿った環境保全に関する実践活動を行う団体であること。</p> <p>(3) 唐津市内に主たる事務所を有し、かつ、主たる活動を唐津市内で行っている団体であること。</p> <p>(4) 営利活動が主たる目的でない団体及び宗教活動又は政治活動が目的でない団体であること。</p>
4 環境イベント	<p>(1) 5人以上で構成される市民団体等であること。</p> <p>(2) 5人以上の来場者（リモートを含む。）が見込めるイベントを自ら発意・企画し、自主的にこの要綱の目的に沿った環境保全に関する実践活動を行う団体であること。</p> <p>(3) 唐津市内に主たる事務所を有し、かつ、主たる活動を唐津市内で行っている団体であること。</p> <p>(4) 営利活動が主たる目的でない団体及び宗教活動又は政治活動が目的でない団体であること。</p>
5 電動生ごみ処理機器	<p>(1) 唐津市の住民基本台帳に記載されており、かつ、機器を設置できる場所を有すること。</p> <p>(2) 自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理すること。</p>

別表第3（第6条関係）

区分	補助対象経費
----	--------

1 電気自動車	車両の購入費（オプションの費用、送料、手数料その他の車両本体価格以外の費用を除く。）
2 ZEH+設備	設備の設置工事費
3 団体活動及び環境イベント	(1) 旅費 (2) 謝金 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 保険料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 備品購入費
4 電動生ごみ処理機器	機器の購入費

別表第4（第7条関係）

区分	補助金の額
1 電気自動車	5万円又は補助対象経費の額のいずれか低い額とする。
2 ZEH+設備	5万円又は補助対象経費の額のいずれか低い額とする。
3 団体活動	補助対象経費の10分の9以内とし、50万円を上限とする。
4 環境イベント	補助対象経費の10分の9以内とし、10万円を上限とする。
5 電動生ごみ処理機器	補助対象経費の2分の1以内とし、2万円を上限とする。

別表第5（第8条関係）

区分	添付書類
1 電気自動車	(1) 申請者の住民票の写し（発行から3か月以内のもの） (2) 市税に滞納がないことを証する書類（発行から3か月以内のもの） (3) 購入予定車両の規格等が分かるもの (4) 購入予定車両の見積書（本体価格が分かるもの） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
2 ZEH+設備	(1) 申請者の住民票の写し（発行から3か月以内のもの） (2) 市税に滞納がないことを証する書類（発行から3か月以内のもの） (3) 国補助金の執行団体から送付を受けた交付決定通知書の写し (4) 工事請負契約書等の写し（契約内容、工事予定日、工事期間等が分かるもの） (5) 設置予定設備の工事見積書（図面等を含む。）の写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
3 団体活動及び環境イベント	(1) 事業計画書 (2) 事業収支計画書 (3) 団体調書 (4) 実施団体の規約及び会員名簿 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
4 電動生ごみ処理機器	(1) 領収書（通信販売等において領収書発行がないものについては、支払証明書等（本体購入価格が分かるもの）） (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第6（第11条関係）

区分	添付書類
----	------

1 電気自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 領収書の写し（本体価格が分かるもの）</li> <li>(2) 購入車両の写真（車両本体の写真でナンバーが確認できるもの）</li> <li>(3) 自動車検査証の写し</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ul>
2 ZEH+設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事代金支払領収書の写し</li> <li>(2) 補助対象住宅のBELS評価書の写し</li> <li>(3) 補助対象住宅のZEH+に必要な設備の確認ができる資料</li> <li>(4) 国補助金の執行団体から送付を受けた補助金確定通知書の写し。ただし、執行団体に完了の報告を行い、審査が始まっているものの、市の実績報告書提出期日までに当該通知書が届いていない場合は、振込確定通知、または執行団体への実績報告時に提出した書類の写しを提出すること。</li> <li>(5) 施工管理写真（施工中及び施工後）</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ul>
3 団体活動及び環境イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業報告書</li> <li>(2) 事業収支決算書</li> <li>(3) 補助対象事業実施の際に使用した各種資料</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ul>

別表第7（第12条、第16条関係）

設備	年数
電気自動車	5年
ZEH+	6年
電動生ごみ処理機器	5年